

滋賀県子ども若者審議会会長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子

子どもおよび若者に関する総合的な施策の推進に関する事項について（諮問）

本県では、次代を担う子ども・若者が輝く“しが”を目指して、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するため、平成22年3月に「淡海子ども・若者プラン」を策定し、平成26年度までの5年間を計画期間として、子ども・若者に対する支援施策に取り組んでいるところです。

これまで3年半が経過し、市町や企業、民間団体等との連携・協力を得ながら幅広い取り組みを進めることにより、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える仕組みづくりを一定進めることができましたが、待機児童の解消や児童虐待の防止、氾濫する有害情報への対応、若者の就業機会の拡大など、なお多くの課題で一層の取組が必要な状況です。

また、国においては、平成24年10月に子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、すべての家庭を対象とする地域の子育て支援の充実、待機児童の解消などを目指す「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という。）を平成27年4月から本格導入すべく、現在準備が進められているところであり、本県としても、新制度の実施主体となる市町とともに、円滑な導入に向けた様々な対応を進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、滋賀県附属機関設置条例第2条に基づき、子ども・子育て支援法第62条に定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を含む子ども・若者育成支援施策に係る総合的な計画の策定や、当該施策の実施状況など、子どもおよび若者に関する総合的な施策の推進に関する事項について貴審議会の意見を求めるものであります。